

資料 1 - 1 議案第 234 号

5 板都都第 306 号の 2

東京都板橋区都市計画審議会

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

令和 6 年 1 月 19 日

東京都板橋区長

坂 本 健

（公 印 省 略）

記

東京都市計画道路幹線街路環状第 6 号線の変更について（東京都決定）

理 由

都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づき東京都知事から意見照会があった。

「案のとおり決定することに異議なし。」との回答をすることについて、板橋区都市計画審議会に意見を伺う。